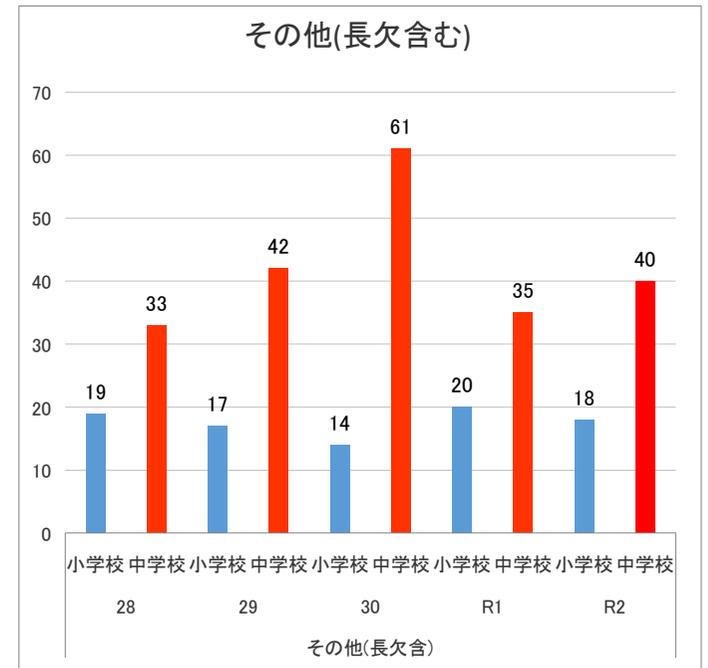
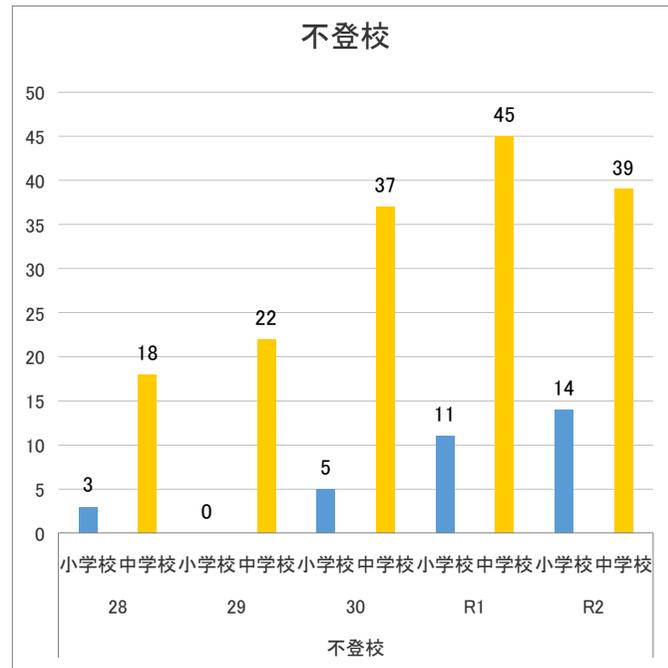
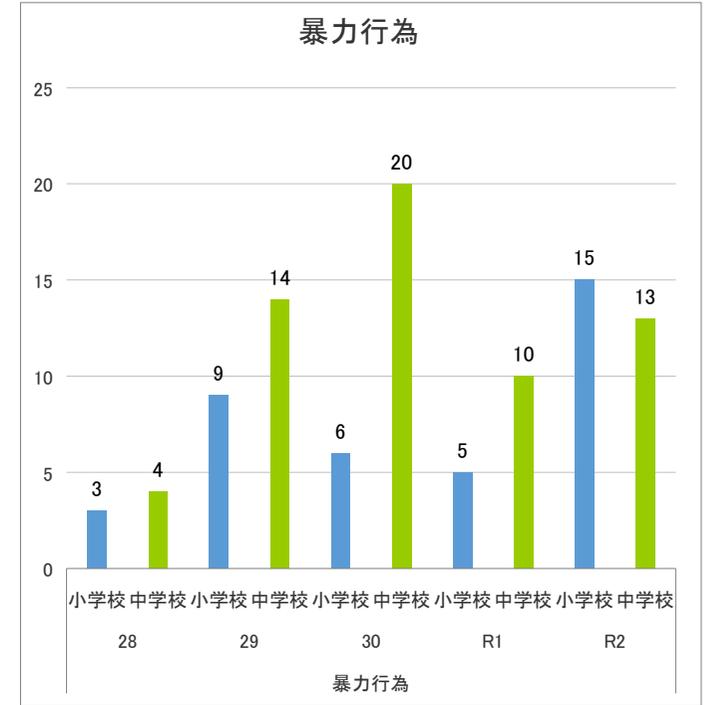
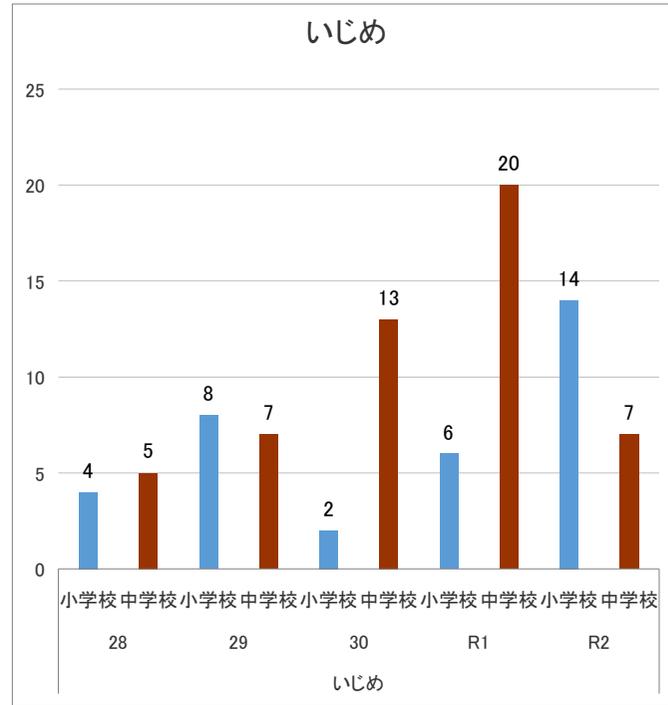


令和2年度における 生徒指導事案

いじめ	28	小学校	4
		中学校	5
	29	小学校	8
		中学校	7
	30	小学校	2
		中学校	13
R1	小学校	6	
	中学校	20	
R2	小学校	14	
	中学校	7	
暴力行為	28	小学校	3
		中学校	4
	29	小学校	9
		中学校	14
	30	小学校	6
		中学校	20
R1	小学校	5	
	中学校	10	
R2	小学校	15	
	中学校	13	
不登校	28	小学校	3
		中学校	18
	29	小学校	0
		中学校	22
	30	小学校	5
		中学校	37
R1	小学校	11	
	中学校	45	
R2	小学校	14	
	中学校	39	
その他(長欠含)	28	小学校	19
		中学校	33
	29	小学校	17
		中学校	42
	30	小学校	14
		中学校	61
R1	小学校	20	
	中学校	35	
R2	小学校	18	
	中学校	40	



※ R2 (R3.1月末現在)

熊野町 小中学校児童生徒の不登校状況(平成28年度～令和2年度1月末)

【1】学校別の不登校状況

年度	熊野第一小学校			熊野第二小学校			熊野第三小学校			熊野第四小学校			熊野中学校			熊野東学校		
	全校児童	不登校	%	全校生徒	不登校	%	全校生徒	不登校	%									
平成28年度	555	0	0.0%	101	1	1.0%	281	1	0.4%	401	1	0.2%	262	7	2.7%	426	11	2.6%
平成29年度	572	0	0.0%	94	0	0.0%	270	0	0.0%	390	0	0.0%	256	11	4.3%	411	11	2.7%
平成30年度	552	0	0.0%	98	0	0.0%	282	3	1.1%	387	2	0.5%	237	15	6.3%	404	22	5.4%
令和元年度	564	4	0.7%	96	0	0.0%	271	2	0.7%	387	5	1.3%	261	16	6.1%	390	29	7.4%
令和2年度※	562	8	1.4%	94	2	2.1%	262	1	0.4%	346	3	0.9%	267	18	6.7%	399	21	5.3%

【不登校とは】

不登校の定義
文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒移動上の諸問題に関する調査」では、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒を長期欠席者としている。 長期欠席者は、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に区分しており、「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」と定義されている。

文部科学省「不登校の現状に関する認識」

【2】校種別の不登校状況

年度	小学校							中学校						
	全校児童	不登校	%	1000人あたりの不登校児童数(人)			全校生徒	不登校	%	1000人あたりの不登校児童数(人)				
				広島県	広島県	全国				広島県	広島県	全国		
平成28年度	1,338	3	0.2%	709	4.7	4.7	688	18	2.6%	2,077	26.3	30.1		
平成29年度	1,326	0	0.0%	893	5.9	5.4	667	22	3.3%	2,149	27.8	32.5		
平成30年度	1,319	5	0.4%	1,074	7.0	7.0	641	37	5.8%	2,438	32.1	36.5		
令和元年度	1,318	11	0.8%	1,330	8.8	8.3	651	45	6.9%	2,631	34.9	39.4		
令和2年度※	1,264	14	1.1%	調査中			666	39	5.9%	調査中				

※令和2年度は1月末現在

【3】熊野町の不登校状況

児童生徒の状況
(1)広島県は令和元年度までに小学校では4年連続、中学校では6年連続、不登校児童生徒は増加した。 (2)熊野町は小学校では3年連続増加している。中学校では4年連続増加しており、令和2年度も令和元年度とほぼ同様の数であり、依然高い状況が続いている。 (3)令和2年度の不登校の児童生徒は昨年度以前も不登校・不登校傾向であり、新型コロナウイルス感染症による新たな不登校とはいえない。 (4)不登校の児童生徒の多くは、休日や放課後は外出(買い物・遊び)や習い事(スポーツ・塾)をしており、引きこもりは少ない。 (5)多くの不登校の児童生徒は、自宅ではユーチューブやスマホ等をやっており、昼夜逆転の生活になっている。 (6)保護者に児童生徒を登校させる力はなく、学校への協力も期待できない場合が多い。 (7)不登校の生徒は中学卒業後、通信制高校に進学する場合が多い。全日制高校に進学しても登校できず、中退もしくは通信制の高校に転出が多い。 (8)不登校傾向(10日以上29日未満)の児童生徒は小学校は36人、中学校は24人と多い。
学校や教育委員会の取組
(1)教員やSSWが家庭訪問に行ったらほとんどの児童生徒と会うことはできる。一部会えない児童生徒は子育て支援課など関係機関と連携しながら対応している。 (2)令和2年度開設した熊野町適応指導教室の利用した児童生徒は10名いる。そのうち6名は常に利用するなど一定の成果は見られる。熊野第四小学校に開設した校内適応指導教室の利用した児童は6名いる。常に利用するなど不登校児童が減少するなど成果が見られる。 (3)小学校は27人、中学校は52人の個別の指導計画を作成し、学習支援や教育相談など個別最適な学びに向けた組織的な取組を行っている。

【長期欠席の区分】

病気	療養、疾患、障害等。 ※医師の診断書(原則3か月以内)提出。起立性調節障害は「病気」として捉えることはできるが遅刻して登校できるため、欠席が続く場合は原則「不登校」と考えられる。
経済的理由	経済的問題。 小中学校は義務教育のため、0.1%未満。 高校は全国で5年間で約5,000人超(長期欠席、高校中退)。
不登校	①学校生活上の影響:嫌がらせをする子どもの存在や教職員との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない。 ②あそび・非行:遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。 ③無気力:無気力で何となく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えにいったり強く催促したりすると登校するが、長続きしない。 ④不安など情緒的混乱:登校意志はあるが朝になると身体の不調を訴え登校できない。 ⑤意図的な拒否:学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。 ⑥これらの複合:不登校状態が継続している理由が複合していて、不登校の主たる理由を特定できない。
その他	①保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。 ②日本国外での長期滞在、日本国内・日本国外への旅行等のため、長期欠席している者。 ③連絡先が不明なまま長期欠席している者(1年間にわたり居所不明であった者を除く)。 ④欠席理由が2つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」など)、主たる理由を特定できない。

文部科学省「不登校の現状に関する認識」

【4】教育委員会の取組の充実

(1)不登校や長期欠席の早期把握と取組→県教委の生徒指導に係る指定校事業による指導・連携 (2)学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等→ICTによる効果的な学習支援、SSW・教育支援員の設置 (3)教育支援センター等の整備充実及び活用→熊野町適応指導教室や校内適応指導教室の充実と設置 (4)訪問型支援など保護者への支援の充実→子育て支援課、社会福祉課による保護者相談 (5)民間施設との連携協力のための情報収集・提供等→フリースクールと連携

文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日